

地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会の全部又は一部を公開しないことができる。

- （1） さいたま市情報公開条例（平成13年5月1日条例第17号）第7条に該当する場合
- （2） 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

（協議会の傍聴）

第3条 協議会は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

- 2 委員長は、協議会の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- 3 委員長は、協議会の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、傍聴に関する要領は別に定める。

（その他）

第4条 この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は平成29年8月21日から施行し、平成30年3月31日に効力を失う。

地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会傍聴要領

- 1 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会（以下「協議会」という。）の傍聴する場合の手続き
 - （1）協議会の傍聴を希望する場合は、協議会の開催予定時刻までに受付し、協議会の委員長の許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室してください。
 - （2）傍聴の受付は、開会の15分前から開始し、定員になり次第、受付終了とします。なお、受付開始時において定員を超えている場合は、抽選となります。

- 2 協議会の秩序の維持
 - （1）傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
 - （2）傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

- 3 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項
傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
 - （1）協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - （2）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - （3）会場において、飲食又は喫煙しないこと。
 - （4）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による協議会冒頭の写真撮影等は認めます。
 - （5）会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
 - （6）その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。

- 4 その他
 - （1）この要領に定めるもののほか、傍聴者等は、委員長の指示に従ってください。
 - （2）この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めることとします。

附則

この要領は平成29年8月21日から施行し、平成30年3月31日に効力を失う。